

### 全国一斉集中労働相談ホットライン

開設期間 2020年2月13日～14日  
10:00～18:00

ダイヤル 0120-154-052

【STOP!雇用不安 ～辞めるしかない!?  
と悩んでいませんか～】

2020年4月1日より同一労働同一賃金が  
スタートします。正社員、パートタイム、有期  
雇用、派遣雇用形態の違いによる不合理な待遇  
差が禁止されます。

2月8日～12日の期間で「なんでも労働相談ダイヤル」周知の街頭宣伝キャンペーンを実施しました。2020年4月1日より「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。

同一企業内における正規（通常の労働者）と非正規（パートタイム・有期雇用労働者）との不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働けるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できることを目的としています。

この労働法に該当する労働者は「短時間の無期雇用」「フルタイムの有期雇用」「短時間の有期雇用」です。中小企業は2021年4月1日から施行されます。

### 法改正のポイント

#### 1・不合理な待遇差の禁止

【**均衡待遇**】 不合理な待遇差の禁止（第8条）

- ①職務の内容（業務の内容＋責任の程度）
  - ②職務の内容・配置の変更の範囲
  - ③その他の事情
- の相違を考慮して**不合理な待遇の格差**を禁止

【**均等待遇**】 差別的取扱いの禁止（第9条）

- ①職務内容（業務の内容＋責任の程度）
  - ②職務内容・配置の変更範囲
- が同じ場合は**差別的取扱い**を禁止

#### 2・労働者の待遇に関する説明義務の強化

パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合には事業主は待遇の相違の内容・理由を説明しなければなりません。また、説明を求めたことを理由として、労働者に対し解雇等の不利益取扱いを禁止します。

#### 《待遇差の判断は誰がするの?》

まずは、法の趣旨に沿ってパートタイム・有期雇用労働者の納得感を得られるよう労使で話し合い意見をよく聞いて検討することが望まれるとのこと。

ティッシュ配布行動は二戸市「なにゃ〜と」と久慈市「土風館」で実施しました。久慈市は気温も低く、風が非常に冷たくてティッシュを持つ手が震えてしまい、耐えきれなくて25分で終了してしまいました(+\_+) めちゃめっちゃ寒中、足を止めていただいた皆さんに感謝いたします。

### 2月22日(土)19時～ 防災カフェを開催します

青年委員会の女性幹事が中心となり、二戸市の「brancch」にて開催します。非常時の食事としてカセットコンロを使用して「蒸しパン」を皆で作ります。2月10日の幹事会では事前に「蒸しパン」作りを行い、当日の成功に向けて取り組みを進めています。他の非常食も作ったり、自己紹介から青年委員会の説明や今後の活動の報告も行います。

コーヒーショップの「oli-oli」さんにコーヒーを依頼し、コーヒーを飲みながら交流を深め、女性が参加しやすいイベントとして開催します。当日は男性幹事も女性幹事発案のイベントと一緒に取り組んでいきます。

下の写真は「蒸しパン」試作時の様子です。

